

福岡県公報

令和 4 年 5 月 31 日
第 302 号

目 次

告 示 (第614号 - 第627号)

○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課) ……………	1
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○自動車税の収納事務の委託	(税 務 課) ……………	5
○令和 4 年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務の委託	(子育て支援課) ……………	6
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	6
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	6
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課) ……………	7
公 告		
○落札者等の公示	(情報政策課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	7
○令和 4 年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(高齢者地域包括ケア推進課) ……………	8

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	11
○基本測量の実施	(県土整備総務課) ……………	12
○基本測量の実施	(県土整備総務課) ……………	12
○基本測量の終了	(県土整備総務課) ……………	12
○基本測量の終了	(県土整備総務課) ……………	13
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画	(農山漁村振興課) ……………	13

告 示

福岡県告示第614号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和48年 2 月福岡県告示第177号）により指定した行橋農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第 2 項において準用する同法第 6 条第 5 項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県行橋農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 農業振興地域名

行橋地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

農業振興地域の区域を表示した図面 (行橋市)

北九州市

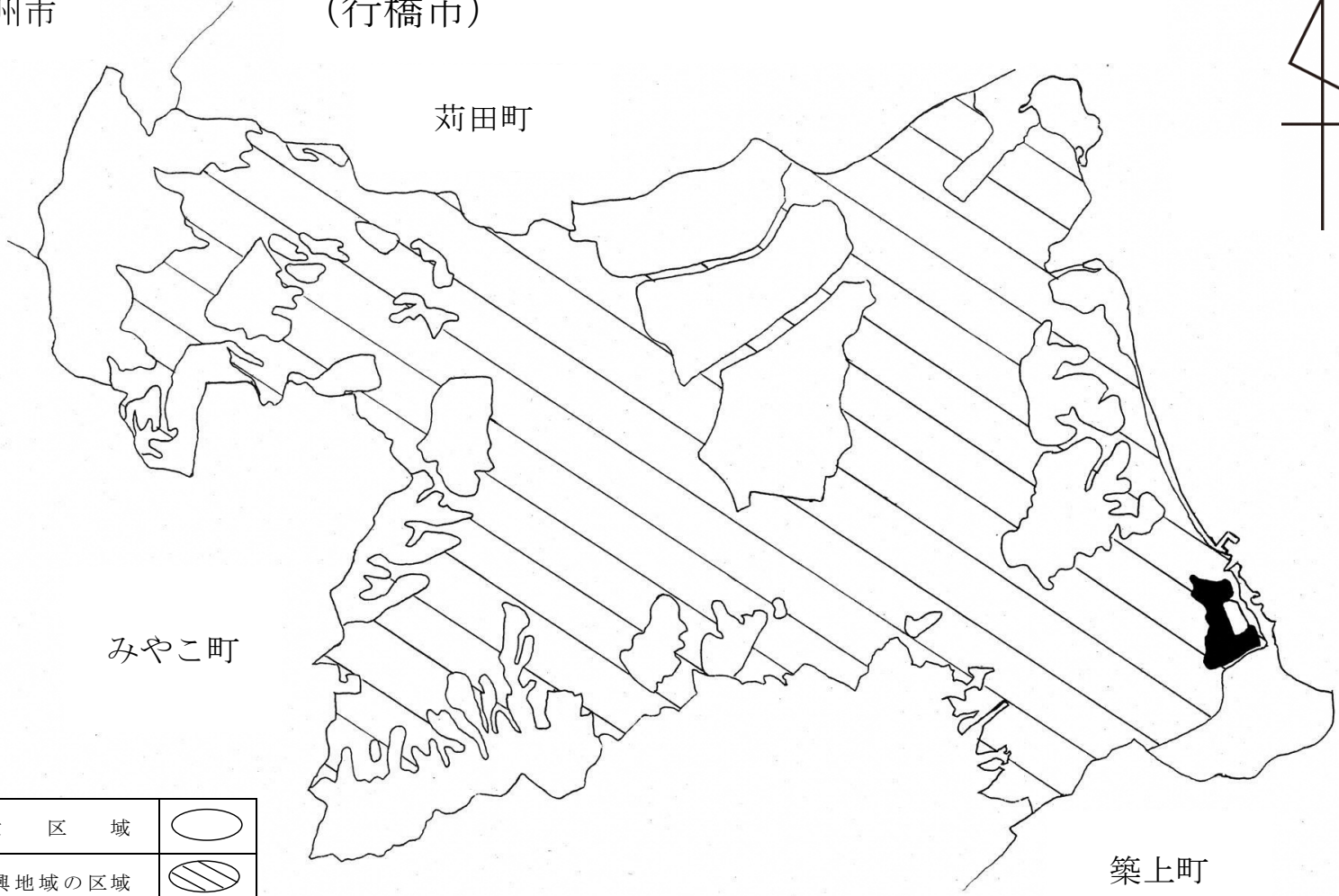
苅田町

みやこ町

築上町



凡 例	行政区域	
	農業振興地域の区域	
	今回除外する区域	



福岡県告示第615号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第299号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
雉ヶ尾谷	大野城市大字乙金（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第616号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第300号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
雉ヶ尾谷	大野城市大字乙金（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第617号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
雉ヶ尾谷川	大野城市大字乙金（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第618号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
雉ヶ尾谷川	大野城市大字乙金（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	岡 垣 線	前	遠賀郡岡垣町大字糠塚509番先から 遠賀郡岡垣町大字糠塚502番先まで	11.2 ～ 12.0	153.9
			後	遠賀郡岡垣町大字糠塚509番先から 遠賀郡岡垣町大字糠塚502番先まで	11.2 ～ 12.0	
			後	遠賀郡岡垣町大字糠塚509番先から 遠賀郡岡垣町大字糠塚502番先まで	12.3 ～ 16.2	

福岡県告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	国 道	322号	前	嘉麻市千手1506番 6 先から 嘉麻市嘉穂才田71番 1 先まで	7.5 ～ 38.0	462.0
			後	嘉麻市千手1506番 6 先から 嘉麻市嘉穂才田71番 1 先まで	11.0 ～ 38.0	

福岡県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	福 岡 志 前 摩 原 線	前	糸島市志摩御床2233番先から 糸島市志摩御床2230番 4 先まで	10.9 ～ 23.2	25.6
			後	糸島市志摩御床2233番先から 糸島市志摩御床2230番 4 先まで	10.9 ～ 11.2	

福岡県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	福 岡 志 前 摩 原 線	前	糸島市志摩野北887番 4 先から 糸島市志摩野北885番 3 先まで	7.2 ～ 7.3	22.0
			後	糸島市志摩野北887番 4 先から 糸島市志摩野北885番 3 先まで	7.2 ～ 23.5	

福岡県告示第623号

自動車税種別割（旧自動車税を含む。以下同じ。）の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託する税目

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第3条第1項第8号に規定する自動車税の種別割

2 委託の相手方

(1) 名称

福岡県自動車販売店協会

(2) 住所

福岡市東区千早三丁目9番23号

3 委託の内容

次の業務場所における自動車税種別割の収納事務

- (1) 福岡市東区千早三丁目10番40号 陸運會館千早會館
- (2) 北九州市小倉南区沼南町三丁目20番1号 福岡交通會館北九州新館
- (3) 飯塚市仁保23番44号 筑豊交通會館
- (4) 久留米市上津町中尾山2203番の301 久留米陸運會館

4 委託した日

令和4年4月1日

5 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

福岡県告示第624号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、令和4年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 社会福祉法人日本保育協会
- 2 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

福岡県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県 道	新北九州 空 港	線	前	京都郡苅田町大字苅田3787番67先 から 京都郡苅田町若久町三丁目13番3 先まで	34.2 ～ 65.1	1110.0
			後	京都郡苅田町大字苅田3787番67先 から 京都郡苅田町若久町三丁目13番3 先まで	34.2 ～ 65.5	1110.0

福岡県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年5月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	新北九州 空 港 線	京都郡菟田町大字菟田3787番67先から 京都郡菟田町若久町三丁目13番3先まで

福岡県告示第627号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧 事項	売りさばき 人証番号	売りさばき人の住所 及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	120	北九州市八幡西区町上津 役西二丁目23-5 藤幸建設有限会社 内 福岡県建設業協同組合北 九州支部 支部長 向井 宣雄	北九州市八幡西区則松 三丁目7番1号 北九州県土整備事務所 建築指導課内	令和 4 年 4 月 23 日
旧事項	120	北九州市小倉南区東貫二 丁目19-7 有限会社三岳工務店 内 福岡県建設業協同組合北 九州支部 支部長 河津 伸宜	北九州市八幡西区則松 三丁目7番1号 北九州県土整備事務所 建築指導課内	

公 告

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
情報システムアウトソーシング業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日
令和 4 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社 Q T n e t

(2) 住所
福岡市中央区天神一丁目12番20号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
169,904,900円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日
令和 4 年 4 月 28 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フレスポくぼてんタウン
- (2) 所在地 豊前市大字吉木994-1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数(台)	駐車場の位置	収容台数(台)
敷地南側	240	敷地南側	293
敷地東側	46	敷地東側	59
敷地北側	66		
合計	352	合計	352

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗No.1 東側	30	店舗No.1 東側	30
店舗No.2 南側	24	店舗No.2 南側	24
店舗No.2 北側	24	店舗No.2 北側	24
店舗No.3 南側	20	店舗No.3 南側	22
店舗No.4 北側	15	店舗No.4 北側	15
店舗No.5 西側	10	店舗No.5 西側	8
店舗No.6 南側	24	店舗No.6 南側	24
合計	147	合計	147

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後

駐車場No.1	24時間	駐車場No.1	24時間
駐車場No.2	午前6:30~午後11:00	駐車場No.2	午前6:30~午後11:00
駐車場No.3	24時間		

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
3	敷地南東側、敷地東側、敷地北側	3	敷地南東側、敷地東側、敷地北側
1	敷地北東側	2	敷地北東側、敷地北側
1	敷地北西側		

公告

令和4年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知)の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

(2) 試験の期日、開始時間及び場所

会場は確定ではない。変更となる場合は、別に公表する。

期 日	開始時間	場 所 (予定)
令和4年10月9日 (日曜日)	午前10時00分	北九州市八幡西区自由ヶ丘1番8号 九州共立大学

福岡市城南区七隈八丁目19番1号
福岡大学

(3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区 分		問題数
介護支援分野	介護保険制度に関する基礎知識に関すること。 要介護認定及び要支援認定に関する基礎知識及び技能に関すること。 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎知識及び技能に関すること。	25問
保健医療福祉サービス分野	保健医療サービス分野に関する基礎知識及び技能に関すること。	20問
	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること。	15問
合 計		60問

(4) 試験時間

120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込み前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）並びに受験手数料9,700円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で公益社団法人福岡県介護支援専門員協会（郵便番号812-0016 福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号。以下「介護支援専門員協会」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料9,700円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、令和4年6月2日（木曜日）から令和4年7月1日（金曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

令和4年12月2日（金曜日）に受験者全員に対し、可否の通知を行う。

5 その他

試験を中止し、又は延期する場合は、福岡県及び介護支援専門員協会のホームページで公表する。

受験手続その他の問合せは、介護支援専門員協会（直通電話092-431-4590）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、宛先及び郵便番号を明記して250円切手を貼った返信用封筒（角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町北新開字古賀312番1、312番2の一部、312番3から312番6まで及び1116番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

みやま市高田町濃施384

さかぐち不動産

代表者 坂口 正明

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡水巻町頃末南三丁目44番1及び44番8から44番12まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号
水巻町長
美浦 喜明

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（数値撮影（デジタル））
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町	令和4年5月10日から 令和4年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区北部	令和4年5月9日から 令和4年8月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、春日市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（航空写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
春日市	令和4年5月16日から 令和5年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、柳川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

柳川市全域	令和 4 年 8 月 1 日から 令和 5 年 5 月 31 日まで
-------	---------------------------------------

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
糸島市大入地区（糸島市大字二丈福井）	令和 4 年 3 月 22 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
うきは市、東峰村、八女市	令和 4 年 3 月 25 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条に規定する公共測量を次のように終了したので

、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福津市本木	令和 4 年 3 月 29 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
田川郡添田町大字野田	令和 4 年 4 月 7 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
宗像市東郷地区	令和 4 年 3 月 25 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量：修正数値図化）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市	令和 4 年 3 月 30 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市	令和 4 年 6 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
直方市、行橋市、豊前市、中間市、添田町、 荏田町、みやこ町、上毛町、築上町	令和 4 年 6 月 24 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（国土広域情報 修正）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡県全域	令和 4 年 3 月 31 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡県全域	令和 4 年 3 月 31 日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか14市町村の令和4年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
北九州市	小倉南区 中吉田二丁目・三丁目・四丁目、大字吉田、葛原一丁目、湯川一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、大字湯川、安部山の各一部 八幡西区 御開一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、大字本城、本城一丁目・二丁目・三丁目、本城東二丁目・三丁目、力丸町の各一部	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
福岡市	西区 愛宕三丁目及び四丁目の各一部	〃

大牟田市	新港町、高砂町、入船町、四山町、三川町二丁目・三丁目	〃
直方市	大字植木の一部	〃
田川市	本町の一部	〃
柳川市	徳益、豊原、塩塚	〃
行橋市	行事七丁目の一部	〃
小郡市	三沢の一部	〃
春日市	小倉及び若葉台西の各一部、伯玄町、岡本	〃
古賀市	小山田の一部	〃
みやま市	高田町竹飯の一部	〃
糟屋郡新宮町	原上、三代、緑ヶ浜の各一部	〃
田川郡香春町	大字高野、大字中津原の各一部	〃
田川郡大任町	大行事、今任原の各一部	〃
田川郡赤村	大字赤の一部	〃